



間違いやすい申請書の記入について

協会けんぽの各種給付金は、コンピューターによる自動審査を行っています。そのため、申請書に記入誤りがあると、給付金のお支払いや各証の交付にお時間を要します。ご提出前にいま一度誤りがないか、以下の項目をチェックしてみましょう。

【所要日数の目安】受付から支払・証交付まで

- 給付金（傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料（費））支払⇒10営業日以内
- 各 証（保険証再交付・高齢受給者証再交付・限度額適用認定証） 交付⇒1週間程度

※その他の給付金や申請書については、手続きによって所要日数が異なります。

✓ 新様式申請書の使用

【協会けんぽから取り寄せた申請書の場合】

- 申請書をコピーして使用せず、原本をご利用ください。
- 傷病手当金や出産手当金の申請書がA3サイズの場合、切り離さないでください。
- 令和4年12月までお使いいただいていた様式（旧様式）は使用せず破棄してください。



【ホームページから印刷する場合】

- 印刷の際、設定にご注意ください。
 - ・両面印刷はしない
 - ・縮小拡大印刷はしない
 - ・トナーセーブはしない
- 傷病手当金の療養担当者が意見を記入するページについては、原則提出する申請書に直接記入するよう医療機関へご依頼ください。

check

様式サイズの変更や独自様式の使用はせず、協会けんぽの新様式申請書をご使用ください。

（傷病手当金・出産手当金）

✓ 給付金申請の事業主が証明する賃金支給状況の書き方

事業主が記入するページは、「勤務状況」と「賃金支給状況」を証明していただきます。

○出勤していない日に対して支給あり：「支給日」と「支給額」を記入

○出勤していない日に対して支給なし：すべて空欄

（注意！「令和5年4月1日から令和5年4月30日 0円」と記入しない）

check

賃金の支給がない場合、「支給日」と「支給額」は記入不要です。また、支給の有無に関わらず出勤簿と賃金台帳の添付は不要です。

✓ 「振込先指定口座」の支店名

振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。	
金融機関名称 （銀行・信託・信用金庫・協同組合・農協・漁協・信用組合） その他（ ）	支店名 （本店・支店・代理店・出張所・洋館兼事務所） （支所）
預金種別 1 普通預金	口座番号 (左つめ)

金融機関によって「本店」「本店営業部」「本所」と正式名称が異なります。支店（所）名については、店舗統廃合により名称が変更されている場合があります。

check

通帳や金融機関アプリにて金融機関名・支店名をご確認いただき、正しくご記入ください。

その他詳しくは各種申請書の書き方をまとめたGUIDE BOOKをご覧ください

協会けんぽ 広報資料集

検索

お問い合わせ先：業務グループ【0776-27-8302】



令和5年4月1日から

出産育児一時金の支給額が変更となりました

出産育児一時金の支給額について、出産費用の平均額の推計等を勘案して引き上げることとなりました。令和5年4月1日以降の分娩から適用となります。申請手順等に変更はありません。

	出産育児一時金等の支給額	産科医療保障制度の掛金	支給総額
改正前	40万8千円	1万2千円	42万円
改正後	48万8千円	1万2千円	50万円

効果的に「生活習慣病予防」を進めるために ～健康づくりのPDCA～

協会けんぽでは、年に1回、生活習慣病予防健診及び特定保健指導の補助を行っております。生活習慣病予防健診の目的は、病気の早期発見だけでなく、健診結果から生活習慣病になるリスクのある方に対し特定保健指導を行い、**生活習慣病に罹患することや重症化することを防ぐことです**。事業所の健康づくりをより効果的に進めるためにも、生活習慣病予防健診と特定保健指導をセットで受け、予防に努めましょう。

協会けんぽ「生活習慣病予防セット」

健診実施機関での検査・問診

協会けんぽの生活習慣改善サポート

生活習慣病予防健診

- ・問診、診察等
- ・身体計測
- ・血圧測定
- ・血液検査
- ・尿検査
- ・心電図検査
- ・胸部レントゲン検査
- ・胃部レントゲン検査
- ・便潜血反応検査

健診・問診結果から、現在の生活習慣病リスクの解析や
その他疾病の早期発見を行います

特定保健指導

- 健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方のみ対象
- ・積極的支援（3～6ヵ月サポート）
 - ・動機付け支援（3ヵ月以上サポート）

保健師・管理栄養士による生活習慣病リスク改善の
ための提案やサポートを行います

自己負担額 最高 **5,282円**（特定保健指導：無料）

「生活習慣病予防セット」による効果的な健康づくりPDCAの進め方

Plan (計画)

- ①生活習慣病予防健診
受診の予約を取りましょう
健康づくりの目標を立ててみましょう

Do (実行)

- ②健診を受診しましょう
※検査項目は選択できません。
一般健診項目は、どの検査項目も
生活習慣病の予防に必要なため、
すべて受診していただく
ようになっています。

Check (測定・評価)

- ③健診結果を確認しましょう

Action (対策・改善)

- ④生活習慣病のリスクが
高い方は**特定保健指導**
を受けましょう
再検査・要治療の方は医療機関を
受診しましょう

PDだけでは効果的な健康づくりにつながりません。PDCAを進め、翌年またPから始めることが大切です。健診担当者の方は、PDCAを意識した健康づくりと従業員の皆さまへの働きかけをお願いいたします。

お問い合わせ先：保健グループ【0776-27-8304】



全国健康保険協会
協会けんぽ
福井支部

健康づくりは
幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日配信中！

登録はこちらから⇒



「@kyoukaikenpo.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。